

事 務 連 絡

平成23年10月19日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正に係る執務資料の送付について

サービス付き高齢者向け住宅の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

連絡先

消防庁予防課

岡澤、大歳

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

別添

問 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の一部改正による「サービス付き高齢者向け住宅」制度の創設に伴い、高齢者専用賃貸住宅等の制度は廃止されサービス付き高齢者向け住宅に一本化されるとともに、老人福祉法上の有料老人ホームに該当するものについても基準を満たせばサービス付き高齢者向け住宅として登録が可能となったところである。

このサービス付き高齢者向け住宅の用途判定について、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一(5)項ロとして、共用スペースにおいて入浴や食事の提供等の福祉サービスの提供が行われる場合には令別表第一(6)項ロ又はハに該当するものとして、それぞれ取り扱ってよいか。

(答)

お見込みのとおり。